

## マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会（第5回） 議事概要

1. 日時：令和3年3月3日（水）10時00分～12時00分

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者（敬称略）

（1）有識者

手塚座長、太田座長代理、小尾構成員、楠構成員、瀧構成員、野村構成員、宮内構成員、森山構成員

（2）自治体・関係団体

岡田情報政策課長（前橋市）、牧野マイナンバー推進担当課長・菊池係長・西海係長（神戸市）、荒井個人番号センター長・谷個人番号センター副センター長・橋本公的個人認証部長・林公的個人認証担当部長（地方公共団体情報システム機構）、佐々木MVNO委員会運営分科会主査（一般社団法人テレコムサービス協会）、江口業務部長・大橋氏・斎藤氏・馬場氏・小田氏・関本氏・山田氏・加藤氏・君島氏・上野氏（一般社団法人電気通信事業者協会）

（3）オブザーバー

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、xID株式会社、一般財団法人日本情報経済社会推進協会、日本電気株式会社、株式会社日立製作所、フェリカネットワークス株式会社、一般社団法人リユースモバイル・ジャパン、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房番号制度推進室

（4）ゲストスピーカー

セコムトラストシステムズ株式会社

（5）総務省（事務局）

三橋住民制度課長、渡邊参事官、池田企画官、細川課長補佐

竹村総括審議官、辺見審議官、飯倉情報流通振興課長、飯嶋デジタル企業行動室長、清尾課長補佐

4. 配付資料

資料1 生体認証活用の実現方式

資料2 各段階における攻撃可能性と対策案の事前検証

資料3 技術検証の在り方

資料4 JPKI（署名用証明書）により本人確認を行った民間の電子証明書の利用検討

資料5 マイナンバーカードの機能を活用した民間IDの認証におけるセキュリティと使い勝手の高いレベルでの両立に向けて

参考資料1 認定認証業務と5号認定の特定認証業務の設備、運用基準等の比較

参考資料 2 第 4 回検討会における民間事業者が発行する電子証明書等の利活用に向けた課題に関する指摘事項

5. 議事経過

(1) 開会

(2) 議事（議題 1）

議題 1 生体認証の活用について、事務局から、資料 1 に基づき説明。

(3) 意見交換①

概要は、「6. 構成員等からの主な意見」を参照。

(4) 議事（議題 3 及び 4）

議題 3 各段階における攻撃可能性と対策案について、事務局から、資料 2 に基づき説明。議題 4 技術検証の在り方について、事務局から、資料 3 に基づき説明。

(5) 意見交換②

概要は、「6. 構成員等からの主な意見」を参照。

(6) 議事（議題 6）

議題 6 公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書等の利活用について、セコムトラストシステムズ株式会社から、資料 4 に基づき、森山構成員から、資料 5 に基づき説明。

(7) 意見交換③

概要は、「6. 構成員等からの主な意見」を参照。

(8) 閉会

6. 構成員等からの主な意見（要約）

- Option1 の場合、TSM 以外はエンドユーザーから見るとスマホ内の環境であり、それに対して TSM は外部である。その通信は安全な SCP03 を使うとのことだが、ネットワーク負荷や通信路での問題発生等、ネットワークを介するところについてどう評価するか。Option2 の場合、スマホ内の話なので、非常にローカルな環境でできるように見える。その時に、一般のアプリで簡単に GP-SE をさわられるようでは困る。ここにコネクタのようなものを間にかませて、そのセキュリティレベルをしっかりと確保し、スマホアプリからそのコネクタのような API をたたく構造にして、しっかりと GP-SE を守るという構造も考えられる。
- 不正なスマホアプリを想定したときに、安全性を見たら Option1 のほうが高いと思われる。
- ネットワーク負荷がかからないという意味では、ローカル処理である Option2 のほうが良いのではないと思われる。
- セキュアエレメントの安全性のレベルと TEE の安全性のレベルは異なるというのが一般的な考え方だと思うので、注意しながら進めていただきたい。

- Option1 と Option2 を考える上で、JPKI のアプレットの搭載や TSM からアプレットを搭載するときの安全性等、総合的に評価していただきたい。
- TEE とセキュアエレメントの安全性のレベルに関してはヨーロッパも含め、国際的にどうレベル付けされているのか、また、現状マイナンバーカードで 4PIN を入力する局面はそこまで機微ではないものも相当ある中で、どこまでこの方法でできるかしっかり議論できると良い。
- 資料3 の観点4 の利便性に関して、現状のマイナンバーカードとの比較において出てきている論点だと思われるが、そもそも本来マイナンバーカードとしてできているべきだけれどもできていないことは結構ある。スマホアプリで何を実現すべきなのかということは、現状カードで実証していることに留まらず、もっと広範に見るべき。今のマイナンバーカードをただスマホに入れただけでは十分な利便性とは言えないのではないか。
- イギリスで導入された GOV. UK Verify の見直しの報告書を見ると、当初のもくろみに反して銀行の口座開設やソーシャルメディアの身元確認の eKYC として使われていない。これらの eKYC として使われるための要件とは何かを念頭に検証していくべきであり銀行やソーシャルメディアの業界に意見を聞いたり、検証に参加してもらうことが必要ではないか。
- まずは住民票の添付等、マイナンバーカードの機能を搭載したスマホで役所に行かずとも手続きができるといった部分から始めるべきではないか。一番住民目線から、生活に密着した形で活用した方が良い。
- 資料3 について、大量に利用するようになった際の性能面も検証しておいていただきたい。
- 技術検証の在り方として、スマホで JPKI を利用する際というのは、GP-SE も含めてスマホの所有権は利用者側にあるため、TEE や生体認証の部分を含めて、J-LIS が安全性を確認できる範囲に限界があることが想定されている中で、規約を定めて利用者と事前に合意した上で使ってもらわなければならないのではないか。JPKI についてもどこかで J-LIS 側の責任として、どこから利用者側の責任にするのかを、技術検証の際にも確認しながら進めていただきたい。
- 安全性が担保できている、あるいは運用に耐え得る安全性があらゆる面で確保されているかをどのような第三者に評価いただくかは難しいところである。その領域に熟知している方にきちんと俯瞰して評価いただき問題がないことを確認できるところまで検証できると良い。
- 電子署名法の認定と公的個人認証法の5号認定の比較等をしているが、この2つの制度が同じような基準で同じようなことをやっているのに併存しているため、この2つをまとめていく方向で進めるべきではないか。
- 電子認証と電子署名は分けて議論しなければいけない。
- 我が国では公的個人認証は少なくとも X.509 で動いているため、これをどのように連携していくか。今後、民間の認証局との連携についてはそれを使った ID の連携にはつながる。そういう考え方で整理していく必要がある。

以上